

広報

麻生

昭和60年10月15日発行

No.370
'85 10



600人が参加
町民体育祭のパン喰い競争

まちの人口

		前月比
総人口	18,036人	- 3人
男	8,898人	+ 2人
女	9,138人	- 5人
世帯数	4,213世帯	- 3世帯

主な内容

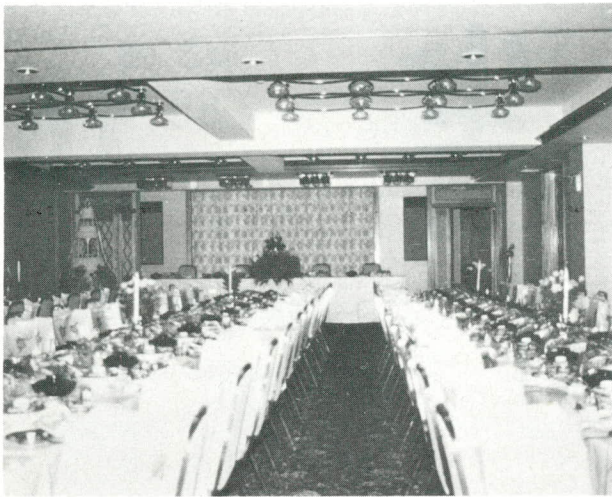
- 第三回定例議会----- P 2.3
- 町の文化財----- P 4
- 年金からのお知らせ----- P 5
- 非 行----- P 6
- 戸籍の窓口----- P 8

第三回定例議会

純利益は六百三十四万円

白帆荘決算認定される

麻生町議会第三回定例会が、九月十七日から三日間の会期で開かれました。議会は、町長の町政報告の後昭和五十九年度白帆荘の決算認定など九件の議案審議が行われ、議案第三十六号（広域事務組合の規約変更）が委員会に付託され、外八件は原案どおり議決されました。議案審議の後一名の議員より一般質問がありました。



改装なった
白帆荘一階大広間

千円。前年度と比較すると一千六百六十二万二千円の減となっています。

〔議案第三十五号〕

麻生町家庭奉仕員派遣事業実施条例の一部改正について家庭奉仕員派遣の費用基準を改正したものです。

〔議案第三十六号〕

鹿行地方広域市町村圏事務組合の規約（処理事務）変更について

広域事務組合の行う仕事について、規約を変える議案でしたが、組合内他町村の動向をふまえながら慎重な審議を継続する必要があるとのこと、総務委員会に付託され、議会閉会中の継続審議とされました。

〔議案第三十七号〕

昭和六十年年度麻生町一般会計補正予算（第二号）
歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ七千八百二十二万五千円を追加し、歳入歳出それぞれ三十一億八千五百七十六万六千円としたものです。

〔議案第三十八号〕

昭和六十年年度麻生町営国民宿舎白帆荘運営事業会計補正

予算（第一号）

資本的支出の予定額に、七百六十四万八千円を追加補正し、五千四百四十三万五千円としたものです。

〔議案第三十九号〕

字区域の変更について
小高地区土地改良事業共同施行の結果、麻生町大字島並南地内の字区域に変更の必要が生じたものです。

〔議案第四十号〕

町道路線の廃止について
道路台帳整備事業が完了したのに伴い、町道路線の一括廃止を行うものです。

路線数 二千九百七路線
総延長 七百二十九km

〔議案第四十一号〕

町道路線の認定について
道路台帳整備事業が完了したのに伴い、町道路線を一括認定したものです。

線

総延長 七百十二km

〔議案第四十二号〕

教育委員会委員の任命について

教育委員小沼義晴氏（大字麻生三六）が、昭和六十年九

月三十日任期満了となるため同氏を教育委員に再任するにあたり議会の議決を求めたものです。

一般質問

A議員

町長は敬老会の席で羽黒山に高齢者センターができると約束したが、それはいつ頃できるのか。また、麻生町で計画されているセンターはどういうものなのか、さらに羽黒山に作るというのがそれは決定したことなのか、決定だとすればどういう理由で羽黒山に決まったのかお聞きしたい。

経済課長 高齢者センターの建設については、豊かなむらづくりパイロット事業として計画され、本年度が実施年度にあたり、十一月中旬に発注をめざして進めています。

「風呂をつけてお年寄りにゆつくりしてもらう施設を」という意見もありますが、事業の目的として、農村高齢者の趣味と実益、社交の場ということになっており、通常の集会施設として計画されています。建物の面積はおよそ二百平方メートルで、義務的施設として集会所、調理室などがあり

ほかにゲートボール場一面があります。

場所の決定については、土地を購入してまでは事業ができないので、県と相談し、全体的にみて羽黒山が最適ではないかと考え執行部で決定しました。

町長 建設場所の問題についてはたいへん迷ったのですが土地を買収する予算がないので、国定公園などの制約はありますが、麻生町の中心である羽黒山に決まりました。高齢者の方に喜んでいただくだけの交流の場をつくるという主旨のもとで進めていますのでご理解ご協力をお願いしたい。

A議員 お年寄りの方は当然風呂があり、ゆつくりしたいと考え、期待していると思います。ゲートボールをして汗を流すなど、ぜひ風呂を作ってほしい。

経済課長 二千五百万円という限られた予算で計画されており、建物と音響施設などで予算ぎりぎりです。また、その後の管理や事業の主旨からして、風呂を作るのはむずかしい問題です。

A議員 お年寄りの方に喜んでもらえる施設をつくっていただきたい。次に産業廃棄物の問題ですが、現在複数の

捨て場の事で地元が心配しているが、町はどう対処するかお聞きしたい。

環境課長 現在、麻生町では産業廃棄物の処理場として県の許可がおりている所がいくつか、申請を希望する所がいくつかあります。産業廃棄物については、町としても慎重に対処していますが、処理場については県が許可する事で、法的には町の対処にも限界があります。

国保からのお知らせ

高額療養費が

急増しています

昭和五十九年十月の健康保険法などの改正に伴い、高額医療費の支給方法が大幅に変わりました。

患者負担額が三万円以上の場合の世帯合算、十二カ月の間に四回以上の高額療養費を支給する場合は限度額が五万一千円から三万円に改正など被保険者に有利になるよう制度が改善されました。

制度改善後の高額療養費支給額を昭和六十年四月・五月・六月を例にとってみると、四月支給分が六十五件四百十

しかし、事前協議の段階で土地利用、環境保全の面から処理場を設けるのが不適當であるという、意見書を出すことができません。また、通常、産業廃棄物を捨てる所や、処理する所を処理場と呼んでいます。

A議員 二社も三社の業者に廃棄物を捨てられると、麻生がゴミ捨て場になってしまいます。地域住民が非常に迷惑するのでその辺を十分考

ていただきたい。

町長 産業廃棄物の処理場については、あまり好ましい問題ではないと考えている。処理場の許可は県知事がすることになっており、地権者が同意し、区長さんが同意し、それを町へ持つて来られては拒むわけにはいきません。町としても、どういう物が捨てられるのか問題であるし、意見書なども十分検討して県に提出していきたい。

導入され、国庫負担金（国からの補助金）が大幅に削減されました。その影響から、国保財政が窮地にたたされ、六十年度の国保税の大幅な増税も余儀なくされ、さらに国保税の滞納額が年々増加の傾向にあり、財政困難に拍車をかけています。

これらのことを被保険者の皆さんに広く知っていただき国保税の納期内完納にご協力をお願いします。

※なお、高額な医療費の支払いが一時的に困難になる場合、無利子の高額療養費貸付制度がありますのでご利用下さい。

五十九年十月の法律改正により、退職者医療保険制度が

町の文化財 ④

天然記念物四件を指定

町の文化財シリーズ第四回の今回は、天然記念物として指定された、モッコク・ナギ・スギ・息栖神社樹叢の四件を紹介します。

天然記念物を町文化財として指定するにあたっては、「鹿行の植物」の著者野原幸之助氏に、町内に点在する自然文化財の調査を依頼し、それを参考にこの四件が指定されました。



モッコク



常安寺のナギ



春日神社のスギ

モッコク(ツバキ科)

○ 所在 大字粗毛

奥村雅雄さん宅

○ 胸高幹囲 三・〇九メートル

ル

○ 樹高 十メートル

○ 枝張り 八メートル

○ 推定樹令 約三百年以上

ナギ(マキ科)

○ 所在 常安寺境内

○ 胸高幹囲 二・三八メートル

ル

○ 樹高 十二メートル

○ 枝張り 五メートル

○ 推定樹令 約三百年

暖地性であり、麻生で三百年の巨樹となるのは珍らしく鹿行でも稀であるとのことです。雄株。

スギ(スギ科)

○ 所在 青沼春日神社境内

○ 胸高幹囲 四・四三メートル

ル

○ 樹高 三十五メートル

○ 枝張り 二十メートル

○ 推定樹令 約五百年

春日神社の御神木として、親しまれています。

息栖神社樹叢

(矢幡息栖神社境内)

暖地性の常緑照葉樹林です。スダジイ(シイ)の純林であり、高木のスダジイが優占し、アラカシ・モチノキ・シラカシなどの常緑樹に、スギ・ヒノキなどの針葉樹が混生しています。

亜高木にサカキ・ヒサカキ・タブ(イヌグス)・ネズミモチ・アオキなどが茂り、特にムベの自生とニッケイの幼苗の群生が特色です。

息栖神社樹叢



国民年金の

くり上げ請求は慎重に

(老齢年金を六十歳から受ける減額されます)

国民年金の老齢年金の支給開始は、六十五歳からとなっていますが、病気がちの人や今すぐ年金を必要とする人たちのために、本人の希望により六十歳から繰り上げて受けることができます。

ただし、繰り上げて受給する場合には、六十五歳から受給する場合とのバランスを図るために、別表のように受給開始時の年齢に応じて減額されます。そして、この減額はたとえ六十五歳になったからといって解除されるものではなく、一生続きます。

減額率

受給開始年齢	減額される率
60歳～61歳	42%
61歳～62歳	35%
62歳～63歳	28%
63歳～64歳	20%
64歳～65歳	11%

(どちらが有利ですか)

それでは、本年度六十歳になる方(大正十四年四月二日から大正十五年四月一日生れ保険料納付二十四年間)を参考例として、六十歳から繰り上げ受給した場合と、六十五歳から受給した場合を比較してみますと、七十一歳をすぎますと六十五歳から年金を受給したほうが多く受給できることとなります。

受給する額は寿命により異なりますので、いちがいには

福祉年金

証書の交付

過日、老令・障害福祉年金証書をお預りしましたが、証書の事務処理が終了しましたので、別表の日程により証書を交付いたします。保管証と年金証書に押してある印かんを持ち、受取りにきてください。指定された日にこれない方は、十一月五日役場福祉年金課窓口へおいでください。

年金証書交付日程

期 日	時 間	地 区	場 所
10月28日(月)	午前9.00～11.00	太田	太田分館
〃	午後1.00～3.00	大和	大和分館
10月29日(火)	午前9.00～11.00	小高	小高分館
〃	午後1.00～3.00	行方	行方分館
10月30日(水)	午前9.00～11.00	麻生	麻生町公民館(和室)

言いきれませんが、「人生八十年」といわれる今日の状況を考えますと、一般的には六十五歳から年金を受けた方が有利ということになります。

(選択するのはあなたです)

いづれにしても、年金を受給するのはあなたです。近所の人が六十歳から受けはじめているとか、「早く受けた方が得だ」と言われたなどといった安易な気持ちで年金の繰り上げ請求をするとはさけてください。繰り上げ受給を希望される方は、もう一度、あなたの健康状態や年金の必要目的などを慎重に考えたうえで決められるようおすすめします。

二十一名のご老人が 米寿のお祝

「敬老の日」の九月十五日今年めでたく米寿を迎えられるご老人二十一名に、町と県からささやかなお祝が贈られました。

米寿を迎えられた方々は、次のとおりです。(敬称略)

杉山けい	大字富田	大字小牧
男庭すげ	大字麻生	大字於下
大川とよ	〃	〃
平山りき	大字根小屋	大字行方
久保義見	大字蔵川	〃
宮崎俊男	〃	〃
箕輪とり	大字岡	大字五町田
		大字南
		大字橋門
		大字小高
		大字井貝
		大字橋たき

選挙の作文を募集

本年は、国民参政九十五周年、普選六十周年・婦人参政四十周年という記念すべき年です。これを記念し、明るくきれいな選挙の実現に役立たせるため、選挙に関する記念作文が募集されることになりました。

- 次のテーマから一題を選び、できるだけ自分の体験に基づいた感想や意見を書いてください。
- (1) 参政権の拡張の歩みについて
- (2) 政治参加としての選挙の意義
- (3) 初めて選挙権を行使した感想
- (4) 明るい選挙を実現するために
- (5) 投票率の低下の解決策
- ◆ 応募枚数 四百字詰原稿用紙六枚以上十枚以内
- ◆ 締切期日 十一月三十日
- ※ 詳しくは、茨城県選挙管理委員会にお尋ねください。
- 電話 (三九三) (二) 八二一一



中学生をお持ちのご両親へ

担任教師との関係が スムーズにいかない

「先生が好きになれない」

担任教師との心理的な葛藤が、親に対する反抗という形で表面化する——少年期から青年前期（思春期）にかけての子供には、とりたてて珍しいことではありません。

ただ、気をつけたいのは、“反抗”の原因が学校生活にあることを子供自身はもちろん、親も自覚していないケースが多いことです。先生との関係について、自分の思っていることを直接先生にぶつけることのできる子は、家庭で親にあたったりはしません。それができないから、そのモヤモヤが両親に対する反抗的態度となって表れるのです。子供の言動の背景を見誤らないようにしたいものです。単なる親への反発とみて子供を追い詰めたりすると、問題をよりこじれさせ、ひいては非行に追い込む結果を招かないとも限りません。

■気持ちが悪スカレートする前に

親子の話し合いを

「先生は耳を貸そうとしない。相談したいと思っていたのに、無視された。頭にくるぜ。何か言えば、言い訳するなっですぐどなる……」

「クラス皆の前で恥をかかされ、侮辱された。オレをなんだと思っているんだ」

こうした出来事がきっかけになって、生徒は、先生との間に“心の溝”を感じていくことが多いようです。これがさらに高じてくると、「先生なんて皆勝手なんだ」になり、「大人は信用できない」と次第にエスカレートし、世の中の大人全般に対して心情的な反抗心を抱いてしまうこともあります。そうならないうちに、子供の気持ちを受けとめ、一緒になってモヤモヤを解きほぐしてあげるようにしたいものです。その際、あくまでも担任教師と子供との間の個人的な問題にとどめながら、“これも人生勉強の一つ”ぐらいに考えて親子の話し合いがもてれば、これにまさるものはないと思います。

■先生と子供の関係に影響を与える

家族構成の変化

かつて兄弟姉妹の数が多かったころは、子供たちの世界にも、よりはっきりした競争の原理が働いていました。勝ったときの満足感と同時に敗者の屈辱感も味わい、それに耐える訓練を受けて育ったものです。

ところが、最近のように子供の数が減り、例えば男一人女一人といった“少子化”時代になれば、それぞれが“お山の大将”で、“敗者の心情”を味わうことなく成長します。年上の兄にからかわれたり、時には“言葉の暴力”に耐えながら育つという経験が、今の子供にはほとんどありません。こうした家族構成の変化が先生と子供たちとの関係に色濃く影響し、その心理的葛藤をよりこじれさせているのではないのでしょうか。

子育ての過程で改めて考えなければならない重要なテーマといえます。

⑰

児童手当と特例給付

児童手当は、国・都道府県

市町村と事業主が費用を持ち

あい、児童を養育する人に児

童手当を支給するものです。

◆児童手当を受けられる人

児童手当は、日本国内に住

所を有する人が次の要件にあ

てはまるときに支給されます。

① 十八才未満の児童を三人

以上養育していること。

② その人の前年の所得が一

定の額に満たないこと。

(別表のとおり)

※ 扶養親族数及び所得額は

所得申告によるものです。

◆特例給付制度とは

昭和五十七年六月から、所

得要件にあてはまらないため

児童手当を受けられない、厚

生年金等に加算している人に

限り、その人の前年の所得が

表(一)内の所得制限に満た

ない時は、特例給付が支給され

ます。

特例給付は、厚生年金等に

加算している事業主の全額負

担となっているため、特例給

付受給者が会社を退職して、

厚生年金等から脱退すると特

例給付は受けられません。脱

退した月まで支給が終りま

すので消滅届を提出して下さ

い。

なお、現在の児童手当制度

は、昭和六十一年六月から改

正される予定です。

扶養親族等の数	所得額
人	万円
0	1 2 8 (280.5)
1	1 5 8 (310.5)
2	1 8 8 (340.5)
3	2 1 8 (370.5)
4	2 4 8 (400.5)
5	2 7 8 (430.5)
6	3 0 8 (460.5)
7	3 3 8 (490.5)
8	3 6 8 (520.5)

六十年代児童手当所得制限(一)内は特例

お知らせ

調停相談会が
開かれます

調停協会では、民事及び家事の紛争のため悩んでいる方のために、調停相談会を左記の要領で開きます。

調停相談会は、最高裁判所からの委嘱による事業で、地方裁判所所属民事調停委員、家庭裁判所所属家事調停委員が無料で相談に応じます。また、その内容については秘密が守られます。お困りの方は気兼ねなくお出かけください。

とき 十月三十日(水)

午前十時～午後三時

ところ 麻生町公民館

二階第二集会所

主催 麻生調停協会

水戸地方裁判所麻生支部内

電話(七二)〇〇九一

〇後援 麻生町

お気軽にどうぞ

「人権相談」

〇とき 十一月八日

午前十時～

午後三時



茨城県最低賃金を改定

1 日 3,391 円

1 時間 424 円

10月17日より実施

詳しくは茨城労働基準局へ

電話 0292-24-6215

〇ところ 麻生町公民館
〇担当者 人権擁護委員
法務局職員

なお、人権擁護委員は自宅においても常時相談を受け付けています。麻生町の人権擁護委員は次の方々です。

〇瀬尾峰夫さん(麻生二六〇)

電話 七二〇〇三六二

〇箕輪英雄さん(南七三三)

電話 七七一四二九

〇小峰 光さん(宇崎七九八)

電話 七三一三五八

税の窓 ⑰

施設園芸. はす など
特殊作物の
申告は

農業所得は、従来から一般的には面積による農業所得標準で申告が行われていますが、下記の特種作物については、経営実態が反映される収支計算又は収入金額を基にして所得を計算していただくことになっています。

◎ 特殊作物の耕作農家には

施設園芸・花き・きのこ類・加工用トマト・はす・みつば・芝を経営している農家については、近々税務署より「収入金額等の調べ」と「収支明細書」の用紙が送付されます。この用紙は、所得税の確定申告書あるいは、住民税の申告書に添付していただくことになっています。申告の時まで大切に保管してください。

なお、用紙の送付は昭和59年分の申告実績を基にしていますので、対象となる農家で用紙が送付されない時は、税務課まで連絡してください。

社教
だより ⑰18名の
高校生が
集合

8月29日(木)、高校生会の活動の一環として高校生を対象とした野外炊飯・レクリエーション指導講習会が、麻生町在住高校生11名、他町村からの協力者7名が参加して開かれました。

炎天下の中でのテント張り実習、飯ごう炊飯・鉄板焼等の野外炊飯を実施し、午後からは、社教委員の渋谷泰正さんの指導のもとゲームなどを楽しみました。

高校生会の今後の予定は、他の高校生会との交流会を計画しています。



くらしの豆知識

家庭でのしみ抜き

【しみ抜きの原則は】

- 脂肪性のものならベンジン系・水溶性のものなら水またはぬるま湯の洗剤液でとること。
- しみがついたらできるだけ早くとること。
- 輪じみを作らないこと。

○ 水を使うときはこすらないこと。特にウールはこするとけば立ちますので、たたいてとるようにします。

【しみの種類と対策】

血液
・応急の手当て——水で絞った布で何度もふく。

麻生の文芸

俳句

送り火の消えたる闇の淋しさよ
称名を唱え唱えつ魂送り
生物の精の囁ぐ良夜かな

短歌

戦後の店守りきたりて亡き夫の
居ますが如く墓前に語る
魚河岸より直送便で着く毛蟹
囲む夕餉の席をにぎはす
新盆の近付きくれば眼に浮かぶ
叔母の仕草の一つ一つが

俚謡

旅のつれづれ北から南
残す思い出写真集
秋の収穫事なくすんで
二人揃って旅に出る
励む勉学俚謡の集い
二十六文字何んと織る

兼平	愛子	鴨下	政隆
深見	雪花	宮本	晃
沼田	祥翠	矢口	とみ
平山	せつ	金田	みつ
宮崎	都女		

・正しいとり方

(①から順にやる)

① 水をふくませた布でたたく。

② 大根おろしを布に包んでたたく。

③ 洗剤をしめした布でたたく。それでもおちない時はハイドロサルファイトで処理する。

④ 湿布でたたいてとかす

筆記用インキ
・応急の手当て——そのままにしてなるべく早くとる。

・正しいとり方

① 水洗い。

② 湯百ccに洗剤さじ1/3アンモニア水二滴を加えた液の中で軽く指先でもむ。

③ 水をふくませた布でたたく。

マジックインキ
・応急の手当て——筆記用インキに同じ。

・正しいとり方

① シンナーか四塩化炭素液をしめした布でたたく。

② 塩素漂白剤を歯ブラシにつけて軽くたたく。

③ 水でたたく。

□ 紅
・応急の手当て——筆記用インキに同じ。

・正しいとり方

- ① アルコールを二倍にうすめて布につけてたたく。
- ② 暖かい洗剤液の中で指先でもむ。
- ③ ベンジンでたたく。
- ④ 湿布でたたいてほかしておく。

戸籍の窓口

おめでとーございます

赤ちゃん 保護者 住所

高野 淳 猛 麻生

山口 かほる 武夫 麻生

小嶋 祐輝 律尔 矢幡

小島 智美 武彦 矢幡

渋谷 裕市 正市 青沼

宮内 友紀 信男 小牧

高須 健吾 正一 板峰

平山 香織 雄一 於下

浜田 美樹 光男 於下

川尻 なつみ 弘 於下

額賀 友美 好孝 小南

箕輪 香奈恵 守 高

おくやみ申し上げます

死亡者 集令 世帯主 住所

小沼 テイ 80 豊 粗毛

松本 ユス 89 力能 麻生

新堀 ハル 86 太助 石神

額賀 はつ 75 正 根小屋

成井 カウ 82 偉博 白浜

宮内 辰雄 80 春喜 四鹿

職員の異動

(一) 内は旧所属

◎退職(九月三十日付)

井上光基(総務課主事)

◎異動(十月一日付)

出納室主事金田景行(経済課主事)

経済課主事補奥村晃(建設課主事補)

箕輪	なを	87	好司	小牧
小沢	トヨ子	37	勝男	新宮
磯山	久子	49	芳治	於下
小沼	正二	51	善一	行方
菅谷	トメ	83	弘	行方
宮内	佐知江	12	憲一郎	井貝

